

緑のまちづくり活動支援基金(仮称)の創設

現状と課題

公園や緑地、街路樹など緑の豊かさに対する市民の評価は高い
 現行の都市緑化施策は複雑かつ多岐にわたっており、市民にとってわかりにくい

近年、市民による都市緑化の取組みが多様化し、現行の都市緑化施策では機動的に対応できない

都市緑化施策について、「市民協働・都市内地域分権」および「受益と負担の適正化」の観点から見直しが要請されている

都市緑化活動を通じた「家族と地域、人の絆づくり」への期待

緑に対する市民満足度を維持しつつ、「緑あふれる環境を備えた快適なまち」を効率的に実現する仕組みを構築する必要

多様化する市民による都市緑化の取組みを支援できる、わかりやすい制度へと再編する必要



市民による桜の植樹(新城川)



市民による広場整備(新屋)

「秋田市しあわせづくり市民意識調査」(H17)において、公園や緑地、街路樹などの緑の豊かさについて「よい」「どちらかといえばよい」と回答した市民は42.6%(全分野中2位)。

施策の効果

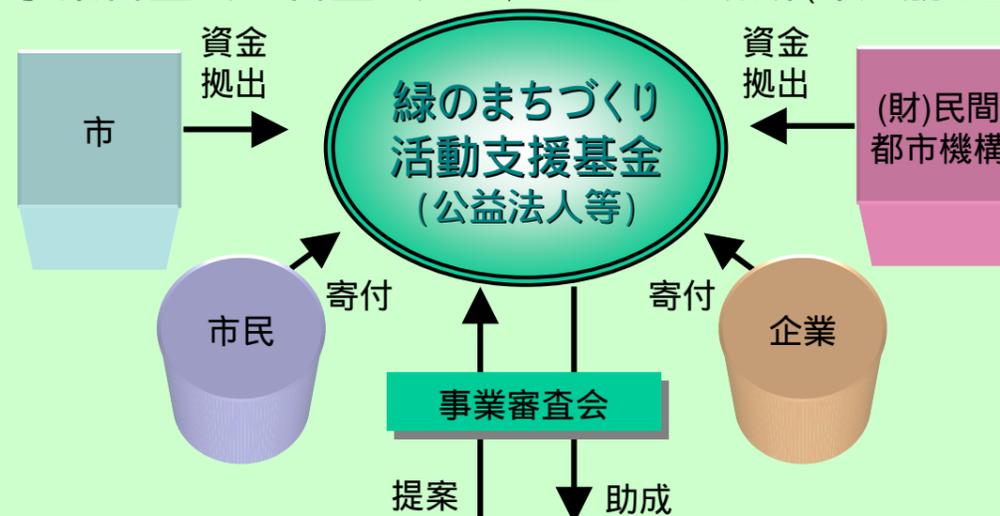
都市緑化制度をわかりやすいものとし、市民協働による都市緑化活動を機動的に支援
 受益と負担の適正化により、緑の豊かさに対する市民満足度を効果的に維持・向上
 都市緑化活動を通じた「家族や地域、人の絆づくり」の推進

施策の概要

「緑のまちづくり活動支援基金(仮称)」の創設

市からの資金拠出(毎年度)とあわせて、市民・企業などから幅広く資金を調達し基金を造成。さらに、(財)民間都市開発推進機構の「住民参加型まちづくりファンド支援制度」を活用。

緑のまちづくり活動を実践しようとする個人・団体から企画提案を受け、事業審査会の審査を経て、基金から助成(取り崩し型)。



市民自らが提案・実践する「緑のまちづくり活動」を支援

(例) オープンガーデン



(例) まちなか緑化



(例) ポケットパーク



住民参加型まちづくりファンドの導入事例(全国18自治体)

- (名古屋市) 名古屋緑化基金建築物等緑化助成制度
 建築物の新築等に合わせた屋上緑化、壁面緑化などの緑化空間の確保などに関する事業に助成。
- (東京都) 東京都都市緑化基金
 建物緑化による都市環境の改善・良好な都市景観の創出、コミュニティ活動等を通じた緑豊かな都市環境改善などに関する事業に助成。

緑のまちづくり活動支援基金(仮称)の創設による既往事業の取り扱い

基金に意思を引き継ぐ事業

現行事業名

花苗交付事業

生垣奨励事業

草花植栽プランター設置事業

やすらぎの森整備事業

花のあるまちづくり協力員

花壇植栽事業
(一部市の事業として実施)

基金での対応(対応する助成の要件と助成率)

《要件》個人あるいは団体
《助成率》総購入費の50%、上限を2万円とする

《要件》個人あるいは団体
《助成率》総事業費の50%、上限を10万円とする
事業費は苗木購入費、生け垣造成費、ブロック塀撤去費

《要件》団体(地縁団体、まちづくり団体、商店街等)
《助成率》総購入費の50%、上限を10万円とする

《要件》団体(地縁団体、まちづくり団体等)
《助成率》事業費の50%、上限500万円
但し、事業費に用地買収費は含まない。
《特記事項》事業実施後の管理運営計画を策定し、提案者が維持管理を実施すること。

本事業は「花のあるまちづくり協力員」を募集し、市内各所の花壇への植栽及び管理を行う事業である。事業費の多くは、協力員への賃金として使われている。**協力員制度を廃止**し、ボランティアの奨励を検討する。これにより、市民の“気づき”づくりも促進される。

山王大通り中央分離帯への植栽は、交通量が多く危険であり、これまでと同様に**市が実施**する。中央通り、アトリオン前、山王带状緑地、ハミングバードでの、プランター、花壇への植栽などを市で行ってきたが、これを廃止し、**事業の意志を基金へ引き継ぐ**ものとする。

期待される効果

やる気のある市民・効果の高い事業に絞った助成ができる
事業費の一部助成とすることで、自己負担による緑化・美化が図られる
検査制度を取り入れることで、助成効果の検証ができる
助成事例のPRにより、市全体への波及効果が期待できる
受益と負担の適正化が図られる

予算規模が拡大
予算規模の拡大により整備の時間短縮
市民発意の計画により、整備効果向上
管理計画の策定と市民協働により、継続的な利用と維持管理コストの縮減

現行事業名

人にやさしい公園づくり事業

保存樹管理事業

公園愛護協力会

事業の内容と今後の方向性

これらの事業は公園の維持管理や保存樹の管理など、安全管理に重点が置かれた事業である。そのため、基金への移行はふさわしくないと考えられるため、今後も継続的に市が事業を行うものとする。特に都市公園の管理については、法律により定められているものであり、基金への移行は不可能である。但し、事業の内容については、適宜見直しを図り、事業の質、効率を高めることに努めることとする。保存樹については、**樹木診断**などを実施するが、制度上の課題などについての対応検討が求められている。

市が引き継ぎ実施する事業